

(仮称) 宮城山形北部風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和2年4月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と当社の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間（自主期間2週間を含む）縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年1月21日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和2年1月21日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

- ・山形新聞
- ・河北新報

② 地方公共団体の公報、広報誌、地元新聞によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2参照]

- ・広報おおさき 2月号 (No. 167) P18
- ・広報かみまち 2月号 (No. 203) P14
- ・広報もがみ 1月号 (No. 826) P16

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3参照]

- ・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 8 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・ 宮城県環境生活部環境対策課環境影響評価班 (宮城県仙台市)
- ・ 宮城県大崎市東庁舎市政情報センター (宮城県大崎市)
- ・ 宮城県大崎市鳴子総合支所地域振興課 (宮城県大崎市)
- ・ 宮城県加美町役場町民課 (宮城県加美町)
- ・ 宮城県加美町役場小野田支所 (宮城県加美町)
- ・ 宮城県加美町役場宮崎支所 (宮城県加美町)
- ・ 山形県最上町交流促進課エネルギー産業推進室 (山形県最上町)
- ・ 山形県尾花沢市環境整備課生活環境係 (山形県尾花沢市)

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<http://greenpower.co.jp/index.php/jp/news>

(4) 縦覧期間

令和 2 年 1 月 21 日 (火) から令和 2 年 2 月 25 日 (火) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 14 名であった。

(内訳) 宮城県環境生活部環境対策課環境影響評価班	2 名
宮城県大崎市東庁舎市政情報センター	1 名
宮城県大崎市鳴子総合支所地域振興課	0 名
宮城県加美町役場町民課	1 名
宮城県加美町役場小野田支所	0 名
宮城県加美町役場宮崎支所	0 名
山形県最上町交流促進課エネルギー産業推進室	1 名
山形県尾花沢市環境整備課生活環境係	9 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和2年2月6日（木）18時30分から19時45分まで
- ・開催場所：母袋公民館（山形県尾花沢市大字母袋100-4）
- ・来場者数：11名

- ・開催日時：令和2年2月7日（金）18時30分から19時30分まで
- ・開催場所：漆沢多目的集会所（宮城県加美郡加美町字漆沢宿14-1）
- ・来場者数：9名

- ・開催日時：令和2年2月12日（水）18時30分から19時40分まで
- ・開催場所：赤倉ゆけむり館（山形県最上郡最上町大字富澤817-1）
- ・来場者数：12名

- ・開催日時：令和2年2月13日（木）18時30分から19時50分まで
- ・開催場所：旭地区公民館（宮城県加美郡加美町宮崎字小原44-1）
- ・来場者数：9名

- ・開催日時：令和2年2月14日（金）18時30分から20時00分まで
- ・開催場所：中山コミュニティーセンター（宮城県大崎市鳴子温泉字星沼19-25）
- ・来場者数：14名

- ・開催日時：令和2年2月18日（火）18時45分から19時30分まで
- ・開催場所：中央公民館みどりホール（山形県最上町大字向町674）
- ・来場者数：4名

- ・開催日時：令和2年2月19日（水）18時30分から19時30分まで
- ・開催場所：やくらい文化センター小ホール（宮城県加美郡加美町中原南105）
- ・来場者数：8名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 4～5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和2年1月21日（火）から令和2年3月11日（水）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は9通、意見総数は51件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は51件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解
(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>この度、御社が宮城山形北部風力発電事業を計画されている事を知り、大崎市役所にて環境影響評価方法書を縦覧してまいりました。</p> <p>閲覧推奨されたインターネット・エクスプローラーのブラウザで上手く開けないため、仕方なく役所に出向かざるを得ませんでした。</p> <p>私自身は再生可能エネルギーの有効活用については充分理解しております。</p> <p>風力発電や太陽光発電で山野が切り開かれることは、地球温暖化が進み、異常気象が頻発する現状ではやむを得ないと考えます。</p> <p>しかし今回の宮城山形北部風力発電事業において、最上海道が風力発電機の設置範囲に入っていることに強い憤りを感じました。</p> <p>それは最上海道が1300年前に作られた歴史的な文化遺産である点です。</p> <p>ご存じの事とは思いますが、ここで最上海道の歴史について触れておきます。</p> <p>奈良時代の大和朝廷の奥州経営の中心は陸奥（宮城県）の多賀城におかれていました。</p> <p>この多賀城は大野朝臣東人によって設立されています。</p> <p>当時の陸奥は海道（太平洋側）側の蝦夷の叛乱が収束に近く、朝廷の領地範囲を出羽まで拡大する状況でした。</p> <p>そして日本海側の出羽柵（酒田市）を最上川河口から雄物川河口へ移動しましたが、いままでの多賀城（陸奥鎮所）から最上川を經由して、出羽柵への行き来が非常に不便となってしまいました。そこで多賀城から出羽柵（秋田市）までは奥羽山脈を越え、男勝村を通過して横手盆地に入り、そこから雄物川沿いに下るルートが必要とされました。</p> <p>しかし男勝村は蝦夷の勢力範囲だったため、その征服作戦に將軍大野東人が派遣されたのです。</p> <p>その征討作戦を最上街道に限り記しますと、天平9年（738年）2月25日、將軍大野東人は多賀柵を出発。</p> <p>3月1日。大野東人は配下の判官の従七位上紀朝臣武良士等と委ねられていた騎兵196人、鎮守府の兵499人、陸奥國の兵5000人、帰服（帰順した）狄俘249人を率いて、管内の色麻柵を出発し、その日のうちに出羽國の大室駅（現在の新庄市付近）に到着。</p> <p>出羽國の國守の正六位下田辺史難破は部内の兵500人と帰服狄104人を率いて大室駅で待機。</p> <p>田辺史難破は3日間待ってから、將軍大野東人と共に賊地に入って、道を開いて進むが、賊地は雪が深い</p>	<p>ご指摘いただきました「最上海道」につきましては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として選定しております。</p> <p>今後の調査において、関係者への聞き取り調査や現地調査等を予定しておりますが、ご教示いただきました「古道の状態が完璧に保たれている区間」は特に重点的に調査し、可能な限り直接改変を避けると共に、古道を利用した活動を妨げない計画となるよう検討いたします。また、関係者と協議を行い、事業計画を適切に検討いたします。</p>

(表は次ページに続く)

	<p>ため、雪が消えてから また郡を始発することにする。</p> <p>3月11日、将軍大野東人は多賀柵に引き返す。</p> <p>この時、大野東人が自ら導いて新たに開通させた道は全長160里で、人海戦術によって石を砕き、樹木を伐採し、谷を埋め、峰を越えていきました。</p> <p>現在の最上海道に当る、賀美郡から出羽國最上郡玉野に至る道は八十里あったと言われていました。</p> <p>この様に現在の「最上海道：軽井沢越え」は宮城県加美町漆沢と山形県尾花沢市銀山温泉を結ぶ1300年の歴史を持った古道で、大野東人鎮守府将軍が軍用路として切り開いてから、現在の国道347号線が開通する明治25年まで地域の政治・経済・文化に大きな役割を果たしてきました。</p> <p>しかしモータリゼーションの発達とともに、この最上海道は歩く人も途絶え、全くの廃道状態になっていました。</p> <p>それを見かね平成9年に宮城・山形両県の関係自治体が、古道の再整備を図り、観察会などを行っています。</p> <p>ここで私が問題視しているのは、漆沢ダム西側の古碑が立つ高畑山から、長沼林道を経て、西側の名月平に至る尾根筋に、風力発電機が設置される計画になっている点です。</p> <p>最上海道は長瀬から登ってきた長沼林道によって、その古道の一部はすでに失われていますが、長沼林道から離れた東西の稜線の区間は古道の状態が現在も完璧に保たれている場所なのです。</p> <p>環境アセスメントでは動植物を中心に、人とのつながりにおいては景観や眺望の評価しか成されていません。</p> <p>環境影響評価方法書では最上海道のルートは単なる登山道としてしか評価していない感じに見受けられます。</p> <p>このまま本計画が通ってしまうと、風力発電機を設置する車道をつくるために、最上海道の道形は重機によって完全に破壊される事は火を見るよりも明らかです。</p> <p>確かに風力発電事業は地域の雇用を生み出す意味でも有効なエネルギー開発だと思います。</p> <p>今回の宮城山形北部風力発電事業において、最上海道以外のエリアに風力発電機を設置するのは問題ないと考えます。</p> <p>しかし経済効率のみを判断材料として、最上海道の持つ歴史的な価値を無視するのは言語道断です。</p> <p>1300年の間、人の足で踏まれて創り出された古道の景観は、一度破壊されたら二度と修復できません。</p> <p>その点を危惧してここに問題提起させていただきました。</p>	
2	<p>概ね事業計画については理解した。</p> <p>本計画において、唯一の問題点は、加美町と尾花沢市を結ぶ、1000年の歴史を持つ最上海道の一部が、風車を建てる区域に入っている点である。現状、長沼林道を尾根まで登り、T字路から林道が東西に分かれるが、その林道沿いに風車を建てるのは問題ない。</p> <p>しかし、東は長畑山、西は半森山の南側まで、造成時の林道を開削するのは、歴史の道を破壊するので反対である。</p>	

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>1. 生物多様性の観点から、希少鳥類に対する影響の評価を重要視するだけでなく、対象事業実施区域(以下、対象区域)とその周辺に生息する鳥類全体の生息環境や生物多様性も評価すべきである。そのため、「重要とされる鳥」以外にも出現した鳥は全て記録すべきであり、一般鳥類の観察にもっと力を入れるべきである。</p> <p>2. 一般鳥類の現地調査では、任意観察調査とテリトリーマッピング法による調査を行うとしている。 任意観察調査は、春・夏・秋・冬の四季に実施するとしており、調査回数は明確に示されていないが、4月から5月の渡りおよび繁殖の時期には、もっと頻りに調査を行うべきである。なぜなら、5月は繁殖期のさえずり期間で、小鳥類の個体を発見・観察しやすく、逆にこの時期を逸すると、小鳥の同定は困難になる。また、5月は渡りの途中で対象区域に一時的に滞在する鳥も多く、観察される鳥の種や個体数が日々変わるため、詳細な調査が必要である。このように、5月は鳥類の渡り、繁殖ともに重要な時期であるため、この1か月間は、天気の良い日に週2回は調査を行うべきである。</p> <p>3. 任意観察調査について、ポイントセンサス法、ルートセンサス法など調査方法についての記載がない。どのような手法で調査を行うのかを明示すべきである。 また、一般鳥類のセンサス調査を行う際、計画地における鳥類の繁殖状況を把握するためには、現存する環境要素をできるだけ多くセンサスルートに含める必要があるが、テリトリーマッピング法にあわせて設定した調査地点16か所で計画地にあるすべての環境要素を網羅できているのか示すこと。</p>	<p>方法書で示したとおり、重要な種のみならず、一般鳥類についても記録いたします。また、ご指摘にあるとおり、繁殖期にも適切に調査を実施し、当該地域の鳥類相の把握に努めます。</p> <p>任意観察調査については、方法書に記載したとおり、あらかじめ決めたルートやポイントでの観察ではなく、調査範囲を任意に踏査し出現した鳥類を記録します。調査の際には地形や植生等にも配慮し、環境要素をできるだけ多く含めるよう留意して、当該地域での鳥類相を適切に把握できるよう努めます。</p> <p>テリトリーマッピング法による調査については、方法書に記載のとおり、風力発電機の設置が予定されている尾根上を中心に地点を設定しています。すなわち、風力発電機が設置される箇所での主要な環境を含んだ地点を設定しています。</p>
4	<p>4. 表 6.2-2 (29) 希少猛禽類の生息状況調査について、「繁殖期と非繁殖期に実施する。各月1回3日間程度の調査を基本とする。繁殖は2年間調査を実施する。」と記載されているが、定点観察法についての記述が分かりにくい。繁殖期と非繁殖期の調査期間を明示し、また、全体で調査を何回実施するのかも明示すべきである。特に、繁殖期においては、繁殖そのものを阻害しないよう、繁殖・営巣活動を脅かすような調査を行わないよう十分な配慮をすべきである。</p> <p>また、調査地点は24か所とあるが、定点観察ということであれば、最低でも毎月3日間ずつ24地点で同時に行うべきである。</p> <p>さらに、希少猛禽類、特にクマタカは毎年繁殖を開始、または成功するわけではなく、ヒナの成長にも数年かかるため、生息が認められた場合は、最低でも2営巣期、必要に応じて3営巣期に渡り調査する必要がある。そのため、方法書に記載されている調査期間では、適切な生息状況確認調査とは認められない。</p>	<p>「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)を参考に、2営巣期を含む1.5年以上の調査を実施いたします。毎月1回3日間の調査を行います。また、各調査で使用する調査地点については、現地の状況や猛禽類の出現状況を踏まえ、適切に確認、記録ができる地点を設定いたします。なお、調査期間については、ご指摘にもあるとおり、2営巣期の調査を基本とし、必要に応じて3営巣期目の調査の実施についても適切に検討いたします。</p>
5	<p>5. 渡り鳥の調査については、方法書によると、定点観察法とコドラート調査を行うとし、定点観察法では、「日の出前後及び日没前後を中心とした時間帯に通過する小鳥類、猛禽類、水禽類等の渡り鳥の飛翔ルート、高度等を記録する。」と記載されている。さらに、鳥類の渡り時の移動経路の調査については、「春季(3~5月)及び秋季(9~11月)に実施する。周期については、各月複数回(上旬、中旬、下旬)実施する。」と記載されている。 調査頻度についての詳細な記載がないが、1週間連</p>	<p>渡り鳥の移動経路調査については、方法書に記載のとおり3~5月及び9~11月の各月3回実施いたします。これは、ご指摘のとおり、時期により種類や個体数が変化するためです。調査頻度については現地での状況や有識者の助言を踏まえ適切に検討いたします。加えて、レーダ調査の実施についても検討いたします。</p>

(表は次ページに続く)

	<p>続した観察を1回の調査として月2回、あるいは3日間連続した観察を1回の調査として月4回、これを2年間実施すること。なぜなら、渡り鳥の種類、個体数、時期等は年による変動があり、この年による変動及び計画地における渡り鳥のピーク状況を把握することが難しいからである。また、小鳥類の渡りは夜間も行われるので、日の出前後及び日没前後の目視、鳴き声を中心とした調査だけでは不十分である。「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成27年修正版)に準拠し、垂直回しを含めたレーダ調査を活用し、計画地における夜間の小鳥の渡り状況を把握すること。鳥の種類は分からなくても、おおよその個体数と飛行高度を把握することで、計画地が小鳥の渡り経路になっていないか、飛行高度等からみてバードストライクが発生する危険性がないか確認すること。</p>	
6	<p>6. 計画地の地図を見ると、林野庁の設定した「緑の回廊」にいくらか配慮した形で設定されているが、大幅な見直しとは受け取れない。これは、「緑の回廊」事業の目的・意義を考える場合に大変遺憾である。計画地には絶滅危惧1B類に指定されているクマタカが生息している可能性が高く、これは、単にクマタカのバードストライクを回避すればよいという問題ではない。生態系の頂点に立つクマタカなど希少猛禽類は、餌動物となる多くの野生生物を育む豊かな自然環境に支えられているのであり、森林伐採や土地の改変が行われれば、クマタカの餌となるノウサギやヤマドリなどが激減し、クマタカの生息地が奪われることになる。計画地には優れた自然が多く残されており、環境省、林野庁が推進する生物多様性保全の観点からきわめて損失が大きいと考えられることから、(仮称)宮城山形北部風力発電事業については、生物多様性保全の観点から、中止も含めて事業規模を大幅に見直すことを要望する。</p>	<p>方法書段階においては緑の回廊にかかる部分、とくに既存資料でブナ林が残存するとされる範囲を中心に除外しました。一方で、対象事業実施区域の一部は緑の回廊と重複しています。これらについては、ご指摘いただいているクマタカの生息状況等を現地調査により把握し、その結果を踏まえ、環境影響がさらに低減できるよう風力発電機の配置や改変の範囲等を検討いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>① 私たちの普段の観察において計画地周辺でクマタカの生息を確認しており、また、計画地全域周辺でも同種の繁殖の可能性が高いことから、影響評価に係る現地調査ではクマタカが繁殖しているものとして、2 営巣期にわたり調査を行うなど、調査には慎重を期していただきたい。国内ではクマタカが過去に風力発電施設によるバードストライクに遭った事例があることから、計画地に風車を建設した場合、バードストライクの起こる可能性が高いと考える。そのため、クマタカの生息状況の確認および猛禽類の渡りに係る調査について、環境影響評価が適切に行えるよう質、量とも十分なものを求める。</p>	<p>方法書に記載したとおり、希少猛禽類の生息状況調査については、2 営巣期にわたり調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺におけるクマタカ等の生息状況を把握いたします。</p>
8	<p>② 方法書における鳥類の調査計画において、季節ごとに年 4 回の調査を計画されているが、猛禽類の生息、生態調査は造巣期から巣立ち幼鳥の巣外育雛期までの生態、行動範囲を調査によって詳細に把握していただきたい。猛禽類が計画地をどのように利用しているかを明確にできるよう調査時期を選定するとともに、調査回数を増やすなど配慮していただき、周年生息する猛禽類の正確な生息状況データを影響評価に提供していただきたい。</p> <p>また、強風時、クマタカは飛翔行動を行わないことが知られているので、調査実施に際しては、適切な気象条件時に調査を行うことを方法書に明記していただきたい。</p>	<p>希少猛禽類にかかる調査については造巣期から巣外育雛期の期間も連続的に調査を実施し、行動範囲等の記録を行います。気象条件も加味し、1 回あたり 3 日間連続での調査実施を考えておりますが、悪天候が続くなどした場合には適宜調査日を変更するなど適切に実施いたします。</p>
9	<p>③ ミゾゴイやヨタカなど夕方から朝方の夜間に活動する種の調査は適切な時間および時期、地域で行い、生息状況がきちんと評価できる夜間調査を要望する。また、夜間に上空を移動する小鳥類やガンカモ類の存在も知られているので、各種アセスのガイドラインに沿った内容だけでは不足してしまう調査データを補うような調査の実施（時間及び回数）を求める。</p>	<p>夜間調査について、踏査による確認だけでなく、IC レコーダを用いた調査も実施いたします。また、レーダ調査についても実施を検討いたします。</p>
10	<p>④ 秋の渡り調査にあたっては、夏鳥の南下時期と冬鳥の南下時期が異なるので、3 回の調査回数では全く不十分である。夏鳥であるサシバやハチクマなどの猛禽類調査にあたっては、適切な移動時期に適切な回数の調査を行い、計画地付近を通過する猛禽類の飛行行動を明らかにできる調査方法で実施すること。また、計画地は冬鳥の移動ルートとなっていることが予想されるので、バードストライクが予想される小鳥類やガンカモ類についても、猛禽類調査と同様の調査の実施を要望する。</p>	<p>秋の渡り調査について、9 月～11 月にかけて各月 3 回（のべ 9 回）の調査を予定しております。これに加え、希少猛禽類の生息状況調査を各月 1 回実施する予定です（希少猛禽類調査時にも渡り鳥の飛翔状況を記録します）。サシバやハチクマなどの渡りの状況や小鳥類、ガンカモ類の渡りについても調査、記録し、その状況を把握いたします。</p>
11	<p>⑤ 計画地を通過する猛禽類について、秋の調査実施を計画されているが、サシバ、ハチクマの移動時期は、宮城県では 9 月上旬から始まり、約ひと月続くことが観察され、また公表されている。しかし、ピークの時期は短く、その年の気候に左右されることが知られている。従って、このピークの時期を外さない調査方法での実施が必要である。計画地は広範囲であるため、風向きと日射により上昇気流発生が峰の東になるか西になるかが変わる。上昇気流の発生位置によって、移動のコースが変わること、風力によって移動時の飛翔高度が変わることも調査時には考慮して、適切な調査を行っていただきたい。</p> <p>なお、宮城県の猛禽類の移動については、近年の私たちの調査により明らかになった結果であることから、事業者は公表されているデータを見て、適切な調</p>	<p>サシバやハチクマの移動時期とご指摘いただいている 9 月上旬～下旬にかけても 3 回渡り鳥の移動経路調査を実施する予定です。調査日については公表されている宮城県での猛禽類の渡り状況などを踏まえて検討いたします。なお、現地調査に際しては広域での利用状況が把握できるよう留意し調査地点を設定いたします。</p>

(表は次ページに続く)

	<p>査日程を計画し、実施していただきたい。決して調査方法の不備および不適切な調査方法によって過小な評価とならないよう調査は質、量とも十分なものを求める。</p>	
12	<p>⑥ 計画地周辺に生息する鳥類は猛禽類だけではなく、それ以外の鳥類や水鳥類の移動も考えられる。従って、日中の調査だけではなく、レーダ調査を行うなど夜間の調査も充実した内容となることを要望する。</p> <p>また、夜行性の鳥類は日の出前や日没後 2 時間くらいの時間に活発に行動するので、IC レコーダの台数を適切に配置し、調査期間を長くするなど、調査対象種の行動を理解した上での調査となるよう調査内容の充実を要望する。</p> <p>以上</p>	<p>夜間調査について、踏査による確認だけでなく、IC レコーダを用いた調査も実施いたします。また、レーダ調査についても実施を検討いたします。</p>

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>尾花沢市は水力、風力、バイオマスエネルギー等の宝庫である。水力では新鶴子ダムで県企業局が発電し、又法人で村山北部土地改良区で送水管の流れを活用しての小水力発電も稼働し、大きな収益をあげ、改良区組合員の賦課金の軽減に寄与している。さて貴社の取り組む風力発電事業であるが建設予定地の隣接地に尾花沢市の宝栄牧場があり、夏期においては多くの牛が放牧されているので、3 基の風力発電の風車による低周波の電磁波が牛に及ぼす影響が一番危惧される場所とありますので、その心配される事柄について、きちんと科学的理論証明を願いたいと思います。</p>	<p>国内においても、牛が放牧されている牧場内において風力発電事業がおこなわれています。これまで風力発電機稼働時の騒音等による牛への影響は報告されていないと認識しております。引き続き、最新の知見の入手に努めるとともに、関係者と協議を行い、事業計画を適切に検討いたします。</p>

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>歴史的観光地地域銀山温泉からのアクセスなどもあり林道整備で近隣の木や植物の配慮も必要かと。</p> <p>尾花沢市民になんらかのメリットがあれば良いと思います。そうでなければ大規模すぎる開発。今後の災害の心配も、より「おそろしい」と思っています。山の保全や宝栄牧場の母牛への影響がなければ良いです。</p> <p>自然を守るのも大切ですがこれからの里山に生活する人々の生活(エネルギー)の安定があれば未来に自然エネルギーは必要なことなので関係する自治体も使える電力を産む事業なら良いと思う。</p> <p>もう少し地域の中で話が出来る説明会が必要。</p>	<p>指摘いただいた植物や植生に関して、方法書に記載した調査方法により、対象事業実施区域及びその周辺での植物の生育状況や植生の分布を調査し把握いたします。その結果を踏まえ、実行可能な範囲で影響が極力低減できるよう事業計画を検討いたします。</p> <p>また、牛に関して、これまで国内においても放牧されている牧場内において風力発電事業がおこなわれています。これまで風力発電機稼働時の騒音等による牛への影響は報告されていないと認識しております。引き続き、最新の知見の入手に努めるとともに、関係者と協議しながら、事業計画を適切に検討いたします。</p> <p>本事業で発電した電気は、固定価格買取制度の適用を受けて全量を東北電力へ売電します。その電気は、そのほかの発電所で作られた電気と東北電力の送電ネットワーク内で一緒になり、最終的には消費者のもとに届けられます。また、建設時や運転保守時には、地元企業との協働や地元雇用等を検討いたします。</p> <p>今後も引き続き、近隣地域での説明会を開催し、事業に関する情報を周知するとともに、地元の方のご意見を伺う機会を開催していく予定です。</p>

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	尾花沢市にどのような恩恵があるのか具体的に知りたいと思います。	地元自治体にとって、固定資産税などの税収増加、観光資源化、建設時の地元企業の採用、運転保守管理要員の地元雇用創出等が考えられます。また、発電事業を通じて、地域産業(林業、農業、観光など)の活性化につながる取組について、地元自治体や地元の皆様と検討いたします。
16	1 基あたりいくら位の発電価格になるのでしょうか。おしえていただけたらと思います。	固定価格買取制度を利用し、発電した電気を 20 年間に渡って東北電力に売電します。売電価格は、同制度で決められており 1kWh あたり 19 円+税、または 18 円+税での売電を予定しています。 なお、発電量及び売電収入の見込みについては、具体的な数値の公表については控えさせていただきます。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
17	風力発電機の設置予定範囲については、銀山温泉への景観にご配慮のうえ、電波障害にも、格別のご理解をいただけますように、望みます。	銀山温泉への景観影響について、関係機関と協議を行い、配慮に努めてまいります。また、電波障害につきましても配慮した風車配置となるよう計画いたします。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
18	P11. 緑化に関して、近年豪雨災害が大きくなっている。用地管理者だけの問題ではないので、水源域、下流域への影響説明と合意が必要。また雨量、地下保水力は、温泉への影響が大きいため銀山温泉上流の山や森への工業的な整備は、反対である。 銀山温泉—半森山—鍋越沼を結ぶ地域は住民が生活で往来するため、自然への加工は、食文化や、歴史、生活の質を低下させる事が考えられる。実行にあたっては、配慮だけではなく合意が不可欠と言える。	風力発電所設置に伴う変更は、尾根上の一部に限定されます。さらに、着工前に実施するボーリング調査で地下水位を把握した上で地下水脈に影響を与えないような工事計画を策定いたします。なお、支流も含めた銀山川集水域での変更は、宝栄牧場周辺を除いて実施いたしません。従いまして、雨量地下保水力について、今回の開発では影響は小さいと考えております。また、集中豪雨に対しては、環境影響評価の手続きとは別の林地開発許可制度の手続きの中で関係部局と協議をいたします。地元の皆様に対しては、方法書、準備書の手続きの中で説明をさせていただきます。

No.	意見の概要	事業者の見解
19	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>意見書の内容は、要約することなく、全文記載公開いたします。意見に対してはそれぞれに意見の順番とおりに回答いたします。</p>
20	<p>■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのか?との意見に対して事業者は「現段階では確定に至っておりません。」と回答した。それでは、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。</p>	<p>準備書における予測の際には、選定予定の機種の特性を踏まえて行うよういたします。</p>
21	<p>■3. 事業者はカットイン風速以上でフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)ができない機種を国内で何基使用しているのか。</p>	<p>当社で使用している風力発電機は、全てフェザリングができる機種です。</p>
22	<p>■4. 回避措置(ライトアップの不使用)についてライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。</p> <p>※45 個体(4種、1~32 個体)、2015、07 までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11、2017)</p> <p>※ヒナコウモリ2 個体、アブラコウモリ1 個体、合計3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウインド) 青森県</p> <p>※コテングコウモリ1 個体、ヤマコウモリ2 個体、ユビナガコウモリ2 個体、ヒナコウモリ4 個体 合計9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ5 個体、ヒナコウモリ3 個体 合計8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ5 個体、アブラコウモリ2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1 個体、コウモリ類1 個体 合計9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ4 個体、アブラコウモリ2 個体、種不明コウモリ2 個体、合計8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年12月、よこはま風力発電株式会社) 青森県</p> <p>※ヤマコウモリ1 個体、ヒナコウモリ属1 個体 合計2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後</p>	<p>バットストライクの発生については、当該地域の状況、環境によって一律とはいえないと考えております。環境保全措置の内容については、現地調査結果や有識者からの助言等を踏まえ総合的に検討いたします。</p>

(表は次ページに続く)

	調査報告書(2020年2月、コスモエコパワー株式会社)北海道	
23	<p>■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。</p>	今後実施する現地調査結果より、本地域のコウモリ類の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置の内容を検討いたします。
24	<p>■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	コウモリ類の活動は当該地域の状況、環境によって変化するものと考えております。そのため、今後実施する現地調査結果より、本地域のコウモリ類の現況を把握し、その結果を踏まえ環境保全措置(低減措置)の内容を検討いたします。
25	<p>■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>本事業者である「株式会社グリーンパワーインベストメント」並びに委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか?上記のコウモリの保全措置(「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始時から」必ず実施して頂きたい。</p>	最新の国内の成果や専門家からのヒアリング、また今後実施する現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
26	<p>■8. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置(フェザーモード)を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	最新の国内の成果や専門家からのヒアリング、また今後実施する現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。
27	<p>■9. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が事後調査前から保全措置を検討・実施</p>	最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また、現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。

	しない理由を述べよ。	
28	<p>■10. 「事後調査」は信用できない理由</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>上述のとおり、高高度を飛翔するコウモリ類の音声モニタリング調査等を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。事後調査の実施可否についても調査結果等を踏まえて検討いたします。</p>
29	<p>■11. 「影響が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いについて</p> <p>バットストライクについて「影響がある」、「影響が小さい」、「影響が極めて小さい」の違いは何か。具体的数値（死亡個体数）及び根拠を述べよ。</p>	<p>環境影響評価方法書を提出した段階であり、現地調査結果を踏まえた予測はおこなっていない段階です。現時点ではバットストライクの可能性の程度については回答いたしかねます。</p>
30	<p>■12. 「予測の不確実性」の定義及び基準について</p> <p>「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を述べよ。</p>	<p>基準という観点とは異なるかもしれませんが、環境影響評価は事業の実施前におこなわれるため、例えばコウモリの予測に関しては大なり小なり不確実性が伴います。準備書以降において影響評価をおこなう際には、予測の不確実性の程度や環境保全措置の効果の程度、専門家等からの意見等も踏まえ、適切に内容を検討してまいります。</p>
31	<p>■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>環境保全措置については、最新の国内の成果や専門家からのヒアリング、また、現地調査結果を踏まえ、多面的に検討いたします。</p>
32	<p>■14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設においてバットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p>よって、本事業者の課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのため調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>最新の知見や専門家からの助言等に基づいた現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について適切に把握いたします。その結果を踏まえて、適切にコウモリ類への影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討いたします。</p>
33	<p>■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について</p> <p>事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」について定義を述べよ』という住民等意見に対して、</p>	<p>方法書段階であるため、具体的な環境保全措置は提示しておりませんが、「ライトアップを実施しないこ</p>

	<p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される影響要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。</p>	<p>と」が餌動物の誘引の程度を最小限におさえることにつながる可能性が考えられます。なお、回避と低減については「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）において、「回避と低減の概念は、視点や影響の低減の程度の捉え方によって異なるため、実施する環境保全措置が回避であるのか低減であるのかの区別は重要ではなく、あくまで環境への影響をどの程度低減することができるのかの観点から検討を行うことが重要である」とも指摘されております。</p>
34	<p>■16. 回避措置（ライトアップ の不使用）についてライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップ をしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と環境保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行います。環境保全措置について引き続き新たな知見の収集に努めてまいります。</p>
35	<p>■17. 回避措置（ライトアップ の不使用）についてライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要があるが、事業者の見解を述べよ。</p>	<p>コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と環境保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行います。環境保全措置について引き続き新たな知見の収集に努めてまいります。</p>
36	<p>■18. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる※1。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコチングコウモリが死んでいる※2。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること』という住民等意見に対して、「バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や専門家からの意見を踏まえて適切に予測します。その結果を踏まえ必要に応じて環境保全措置を検討します」と回答した。しかし「適切に予測し、環境保全を検討する」のは自明である。住民等意見は「風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置すること」を具体的に要望しているが、事業者らはその要望を無視し論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。</p> <p>※1「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014”、EUROBATSPublication Series No. 6」、 https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf</p> <p>※2「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>	<p>環境影響評価方法書を提出した段階であり、現地調査結果を踏まえた予測はおこなっていない段階です。繰り返しになりますが、最新の国内の成果や有識者からの助言、今後実施する現地調査結果を踏まえて、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
37	<p>■19. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発</p>

	<p>手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110~111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげることでバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>生ずるかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び有識者の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p>
38	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また、現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
39	<p>■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また、現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
40	<p>■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び有識者の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減を図ってまいります。</p>
41	<p>■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。国内では2010年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からとって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>今後実施する現地調査結果や有識者からの助言を踏まえ、バットストライクにかかる影響について適切に予測してまいる所存です。また、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
42	<p>■24. P380 音声モニタリング調査の調査地点について</p>	

	<p>バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が5か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(90箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>音声モニタリングの調査地点は、当該地域における高高度を利用するコウモリ類の生息状況を把握するため、現地の状況や有識者の助言を踏まえ設定いたしました。</p>
43	<p>■25. 音声モニタリング調査の期間について バットディテクターによる音声モニタリング調査の期間は春季から秋季(雪解け後から積雪前)としているが曖昧である。過年度の積雪量を踏まえて具体的な月数を述べること。</p>	<p>機材設置時の調査員の安全面を踏まえ、調査年の雪解け後から調査を開始する予定です。多少前後する可能性はありますが、おおむね5月頃～11月頃までの観測を見込んでおります。</p>
44	<p>■26. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる音声モニタリング時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>観察時間については、ご指摘の点に留意して調査実施いたします。</p>
45	<p>■27. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。 なお「仕様書に書いていない(ので分からない)」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>バットディテクターの探知距離について、実測した結果をまとめ、今後の図書に記載いたします。マイクの設置方向についても記載するようにいたします。</p>
46	<p>■28. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?</p>	<p>レッドデータブック等に記載されている重要な種以外の種も調査対象とし、現地調査を実施いたします。調査手法については方法書に記載しているとおり、コウモリ類についてはコウモリ相把握のための捕獲調査に加え、高高度を飛翔するコウモリ類を対象とした音声モニタリング調査を実施し、対象事業実施区域における生息状況を把握いたします。その結果を踏まえ、適切に予測し、環境保全措置の内容について検討いたします。</p>
47	<p>■29. P365 バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。</p>	<p>音声モニタリング調査による結果は定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果の取りまとめを予定しております。</p>
48	<p>■30. 「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的な指針は策定されていない。</p>	<p>今後、有識者の助言や最新の研究結果を収集し、バットストライクにかかる予測についても適切に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

	<p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	
49	<p>■31. 月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213, NEDO, 2018.</p>	<p>事後調査の頻度については、有識者へのヒアリング、予測及び評価結果を踏まえて検討いたします。</p>
50	<p>■32. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること</p> <p>コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週1回以上の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。</p>	<p>事後調査の頻度については、有識者へのヒアリング、予測及び評価結果を踏まえて検討いたします。</p>
51	<p>■33. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</p> <p>コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>事後調査内容につきましては、今後の現地調査結果、予測及び評価結果、有識者へのヒアリングを踏まえて検討いたします。</p>

日刊新聞に掲載した公告

・河北新報

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)宮城山形北部風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

令和二年一月二十一日

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満
事務所の所在地 東京都港区赤坂一-二-四四 赤坂インターシティ三階

二、対象事業の名称 (仮称)宮城山形北部風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力：最大三十万キロワット
基数：七十〜九十基程度

三、対象事業実施区域 宮城県：加美郡加美町、大崎市
山形県：最上郡最上町、尾花沢市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
宮城県：最上郡最上町、大崎市
山形県：最上郡最上町、尾花沢市
宮城県庁(環境生活部環境対策課)、
加美町役場(本庁舎、小野田支所及び宮崎支所)、
大崎市役所(東庁舎一階及び鳴子総合支所)、
最上町役場、尾花沢市役所
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <https://greenpower.co.jp/index.php/jp/news>
期間 令和二年一月二十一日(火)から
令和二年二月二十五日(火)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、令和二年三月十一日(水)までに問い合わせ先へ郵送、またはEメールでご提出ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所、日時

- 一、尾花沢市母袋公民館(山形県尾花沢市大字母袋一〇〇-四)
二月六日(水)十八時三十分から
- 二、加美町漆沢多目的集会所(宮城県加美郡加美町字漆沢宿十四-一)
二月七日(金)十八時三十分から
- 三、最上町赤鳥ゆけむり館(山形県最上郡最上町大字富澤八-七-二)
二月十二日(水)十八時三十分から
- 四、加美町旭地区公民館(宮城県加美郡加美町宮崎字小原四十四-一)
二月十三日(木)十八時三十分から
- 五、大崎市中山コミュニティセンター
(宮城県大崎市鳴子温泉字星沼十九-二十五)
二月十四日(金)十八時三十分から
- 六、最上町中央公民館みどりホール(山形県最上郡最上町大字向町六七四)
(山形県最上町大字向町六七四)
二月十八日(火)十八時三十分から
- 七、加美町やくらい文化センター小ホール
(宮城県加美郡加美町字中原南一〇五)
二月十九日(水)十八時三十分から

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒一〇七-〇〇五二 東京都港区赤坂一-二-四四 赤坂インターシティ三階
Eメール: miyagi_yamagata@greenpower.co.jp

・山形新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)宮城山形北部風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

令和二年一月二十一日

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満
事務所の所在地 東京都港区赤坂一-二-四四 赤坂インターシティ三階

二、対象事業の名称 (仮称)宮城山形北部風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力：最大三十万キロワット
基数：七十〜九十基程度

三、対象事業実施区域 宮城県：加美郡加美町、大崎市
山形県：最上郡最上町、尾花沢市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
宮城県：最上郡最上町、大崎市
山形県：最上郡最上町、尾花沢市
宮城県庁(環境生活部環境対策課)、
加美町役場(本庁舎、小野田支所及び宮崎支所)、
大崎市役所(東庁舎一階及び鳴子総合支所)、
最上町役場、尾花沢市役所
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <https://greenpower.co.jp/index.php/jp/news>
期間 令和二年一月二十一日(火)から
令和二年二月二十五日(火)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、令和二年三月十一日(水)までに問い合わせ先へ郵送、またはEメールでご提出ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所、日時

- 一、尾花沢市母袋公民館(山形県尾花沢市大字母袋一〇〇-四)
二月六日(水)十八時三十分から
- 二、加美町漆沢多目的集会所(宮城県加美郡加美町字漆沢宿十四-一)
二月七日(金)十八時三十分から
- 三、最上町赤鳥ゆけむり館(山形県最上郡最上町大字富澤八-七-二)
二月十二日(水)十八時三十分から
- 四、加美町旭地区公民館(宮城県加美郡加美町宮崎字小原四十四-一)
二月十三日(木)十八時三十分から
- 五、大崎市中山コミュニティセンター
(宮城県大崎市鳴子温泉字星沼十九-二十五)
二月十四日(金)十八時三十分から
- 六、最上町中央公民館みどりホール(山形県最上郡最上町大字向町六七四)
(山形県最上町大字向町六七四)
二月十八日(火)十八時三十分から
- 七、加美町やくらい文化センター小ホール
(宮城県加美郡加美町字中原南一〇五)
二月十九日(水)十八時三十分から

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒一〇七-〇〇五二 東京都港区赤坂一-二-四四 赤坂インターシティ三階
Eメール: miyagi_yamagata@greenpower.co.jp

自治体広報誌への掲載
「広報おおさき」2月号掲載

INFORMATION

環境影響評価法に基づく縦覧を行います

環境影響評価法に基づき、「(仮称)宮城山形北部風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、意見を募集します。

期間 3月11日(※)まで

場所 市政情報センター(市役所東庁舎1階)、鳴子総合支所

※事業者の株式会社グリーンパワーインベストメントのウェブサイト(<https://greenpower.co.jp/index.php/jp/news>)でも確認できます。

事業内容 単機出力3,000~4,000キロワット級の風力発電機を最大70~90基程度設置

事業区域 大崎市、加美町、山形県最上町・尾花沢市

応募方法 3月11日(※)まで氏名・住所・電話番号・意見内容を記入し、縦覧場所に設置する意見箱または株式会社グリーンパワーインベストメント(〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階)へ郵送で提出(当日消印有効)

※電話による意見や質問は受け付けできません。

④ 株式会社グリーンパワーインベストメント ☎03-4510-2100

自動車に関する手続きを忘れずに行いましょう

所有する自動車を使わなくなった場合や他人に譲渡した場合、3月末までに運輸支局で抹消・名義変更の登録を行わないと、現在の名義人に令和2年度の自動車税種別割が課税されます。

また、住所変更をした場合は、運輸支

局で登録手続き(車検証の住所変更)が必要です。3月は運輸支局での登録件数が多く、窓口が大変混雑します。できるだけ早めに手続きを済ませましょう。

なお、3月末までに住所変更の手続きができなかった場合は、新しい住所に納税通知書を送付しますので、県税事務所へ連絡してください。住所変更の連絡には、県ウェブサイトの電子申請(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/jushohenkou.html>)も利用できます。

④ 県北部県税事務所課税第一班 ☎91-0705

軽自動車の名義変更手続きや車検は早めに行いましょう

毎年3月は名義変更や廃車などの各種手続きや検査の申請が集中し、窓口が大変混雑します。特に週末や中旬以降は待ち時間が長くなります。

手続きは早めに済ませるよう協力をお願いします。

④ 軽自動車検査協会宮城主管理事務所 ☎050-3816-1830

募集

市内野球場に設置する広告を募集しています

諏訪公園野球場、松山野球場、三本木野球場、鹿島台中央野球場に設置する企業などの広告を募集しています。

掲載期間 原則1年度ごと(年度途中の場合は年度未まで)で最大5年間

掲載場所 野球場外野フェンスなど
掲載区画 1球場あたり20区画(連続

する複数の区画利用可)

※標準的な区画は縦1m×横6mで、球場ごとに多少異なります。

広告物の仕様 再はく離タイプのシール状のものとし、直射日光や風雨によって急激に色あせたりしないこと

※野球場によって仕様を指定します。
掲載料 1㎡あたり8,000円(1区画48,000円)、広告の作成費用などは広告主が負担

申込 生涯学習課で配布する所定の申込書に必要事項を記入し、2月20日(※)までに生涯学習課へ持参

※必要書類は市ウェブサイト(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/18,18608,72,168.html>)から入手することができます。

④ 生涯学習課総務担当 ☎72-5035

大崎市消費生活ウォッチャーを募集します

消費生活に関する意見や情報を、消費者行政に反映させるために活動しませんか。

任期 4月1日~令和3年3月31日

内容 消費生活や食品表示調査に関する報告(月1回)、会議(年3回)への参加
対象 消費生活に関心があり、会議に出席可能な市民

募集人員 12人

謝礼 年額12,000円

申込 2月3日(月)~28日(※)まで、住所・氏名・電話番号・日常食料品を購入する店舗名・応募の動機を記入し、市政情報課へはがき、ファクス、メール(shisei@city.osaki.miyagi.jp)のいずれかで申し込み

④ 市政情報課市民相談担当

☎23-9125 ☎24-9595

葬祭会館
ハートホール



宮城県葬祭協同組合 認定
お葬式相談員
のいるお店

あらゆるお葬儀にお応えする

**他社積立金・冠婚葬祭互助会は
解約できます!**

他社積立金お乗り換え制度

詳しく知りたい方は互助会問題を考える会のHPを参照下さい <http://www.gojokai-ombudsman.net/>

☎ 0120-342423 365日 24時間 対応いたします。

【広告】

詳しくはスタッフまで
お気軽にお問い合わせください。




ハートホール 検索

**環境影響評価方法書の
縦覧および説明会**

株式会社グリーンパワー
ンベストメントが計画してい
る(仮称)宮城山形北部風力
発電事業に関して、環境影響
評価法に基づき、「環境影響
評価方法書」を縦覧に供し、
説明会を開催します。

〈縦覧〉

縦覧期間 1月21日(火)～2月
25日(火) 午前8時30分～午後
5時15分(土日祝除く)

縦覧場所 加美町役場町民
課、小野田支所、宮崎支所

電子縦覧
https://greenpower.co.jp/
index.php/jp/news

意見提出 3月11日(水)(当日
消印有効)までに、住所・氏名・
電話番号・内容をご記入の上、
縦覧場所に設置の意見箱へ投
函または下記へ郵送。

〈説明会〉

日時・会場

- ※すべて午後6時30分から
- ①2月7日(金) 漆沢多目的集会所
- ②2月13日(木) 旭地区公民館
- ③2月19日(水) やくらい文化センター

問合せ (株)グリーンパワー
ンベストメント(〒107-000
52 東京都港区赤坂1-11
-44 赤坂インターシティ3
階) ☎miyagi_yamagata@
greenpower.co.jp

加美学寮生の募集

加美学寮は、仙台市内の学
校に通う加美郡出身者のため
に設立された学生寮です。加
美郡出身の篤志家の寄附金に
より昭和29年に設立された
一般財団法人加美奨学会
が運営しています。

対象 加美郡出身の学生(大
学生、短大生、各種専門高校生、
予備校生、高校生。男女不問)

所在地

仙台市青葉区霊屋下4番1
号(広瀬川河畔の閑静な住宅
地にあり、市街地中心部、東
北大・東北学院大などに近い)

部屋

木造鉄骨二階建、全8室(1
室16.5㎡)※全部屋個室、各室
にクローゼット・エアコン・
ユニットバス・シャワー・水
洗トイレ・冷蔵庫設置
料金 月額2万9千円～3万
2千円 ※敷金・月額利用料

**加美町体育協会
スタッフ募集**

スポーツイベントに関心
のある方、総務・経理経験のあ
る方を募集します。

募集人数

常勤職員 若干名
非常勤職員・パート 若干名
申込み
2月14日(金)までに、市販の
履歴書を加美町体育協会事務
局(小野田コミュニティセン
ター内)へご持参ください。

面接日

2月16日(日) 午前10時から
※詳細は、左記へ

問合せ 加美町体育協会
☎25-7025

職員の人事異動

令和2年1月1日付 異動
▼大場政之輔(スポーツ推進
室兼中新田B&G海洋セン
ター 主査兼指導員)

放射能測定の結果

食品など放射性物質簡易測定結果

(基準値100Bq(ベクレル)/kg) 11/21~12/17測定分

町民の方が自家栽培した野菜や山菜などの自家
消費食品を対象に、放射性物質の簡易測定を
行った結果です。

(結果は参考値、10 Bq/kg以下は不検出)

測定品目	採取地(測定数値Bq/kg)
測定依頼がなかったため、 今回は実施していません。	

食品などの放射性物質簡易測定(事前予約制)

希望する住民の方を対象に、自家栽培した穀類、
豆類、野菜類及び採取した山菜等の自家消費の食
品類(購入した食品は対象外)に含まれる放射性物
質の測定を無料で実施しております。

検出核種 セシウム134、セシウム137

※詳細は、危機管理室 ☎63-5264まで

**利用自肅牧草農地還元試験
放射性物質・空間放射線量測定結果**

	中新田	小野田	宮崎
空間放射線量 ($\mu\text{Sv/h}$)	0.078 (1/24測定)	0.048 (11/11測定)	0.045 (1/24測定)

**利用自肅牧草一時保管場所
放射性物質・空間放射線量測定結果**

	敷地境界	ロール積場
空間放射線量 ($\mu\text{Sv/h}$)	0.039 (11/8測定)	0.070 (11/8測定)
放射性物質 (Bq/kg)	不検出 (12/18測定)	32 (11/25測定)

※一部、積雪により測定不可のため、最終測定値を掲載

**（仮称）宮城山形北部風力発電事業
環境影響評価方法書の縦覧と説明会**

環境影響評価法に基づき、「（仮称）宮城山形北部風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧に供するとともに、ご意見を募集します。また、下記の日程で説明会を開催しますのでお知らせします。

◆**事業者名**

（株）グリーンパワーインベストメント
（〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階）

◆**対象事業**

（仮称）宮城山形北部風力発電事業
（単機出力3,000～4,000kW級の風力発電機を最大70～90基程度設置予定）

◆**事業区域** 宮城県加美町、大崎市及び山形県最上町、尾花沢市

◆**縦覧場所**

最上町役場（土・日・祝日を除く）
※下記ウェブページでもご覧いただけます。
(<https://greenpower.co.jp/index.php/jp/news>)

◆**縦覧期間**

1月21日（火）～2月25日（火）

◆**募集方法**

ご意見やご質問は、住所、氏名、電話番号、内容をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱または上記の住所に郵送（3月11日（水）当日消印有効）で提出することができます。

※電話によるご意見、ご質問はお受けできません。

◆**意見受付期間**

1月21日（火）～3月11日（水）

◆**住民説明会**

① 2月12日（水）18時30分～
（場所：赤倉ゆけむり館）

② 2月18日（火）18時30分～
（場所：中央公民館）

◎（株）グリーンパワーインベストメント
（☎03-4510-2100）

ハーマニカ教室を開催します

美しい音を奏でる「複音ハーマニカ」を使って、自分だけのハーマニカを組み立ててみませんか？



素敵な音色を奏でるハーマニカは、おじいちゃん・おばあちゃんへのプレゼントにも最適です。演奏指導と模範演奏がありますので、初心者でも演奏を楽しんでいただけます。参加者の年齢は問いません。ぜひ、お気軽にご参加ください。

◆**日時** 2月23日（日）

14時～（予定）

◆**場所** 中央公民館みどりホール

◆**参加費** 2,750円

（ハーマニカキット代）

※日程は変更となる場合があります。

◎ハーマニカ愛好会 小林（代表）

（☎090-4630-4809）

愛玩鳥を飼われている方へ

愛玩鳥のうち、鶏、あひる（アイガモ、フランス鴨を含む）、うずら、きじ、ほろほろ鳥、だちょう、七面鳥を1羽でも飼育している方は、飼育羽数等に関して知事への定期報告が必要です。

最近飼いだめた方や、今まで報告したことのない方がいましたら、ご連絡ください。

◎最上総合支庁家畜保健衛生課
（☎29-1357）

自衛官等募集

募集種目	募集資格	受付期間	試験日
自衛官候補生	18歳以上33歳未満 （32歳の者は、採用予定月1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者）	1月18日 ～2月7日	2月15日
		2月8日 ～2月28日	3月12日 ※募集状況により実施
幹部候補生 （一般）	22歳以上26歳未満	3月1日 ～5月1日	5月9日 ・10日

①試験会場は、受付時にお知らせします。

②防衛省自衛隊では、入隊・入校予定の自衛官候補生等を募集しています。

自衛官は特別国家公務員です。福利厚生は充実しており、陸海空自衛隊の職種・職域は幅広く、とてもやりがいのある仕事です。

◎自衛隊山形地方協力本部新庄地域事務所（☎22-5057）

**お知らせ
掲示板**

町の人口

令和元年12月31日現在

町の人口	8,477人	（うち、外国人87人）
男	4,127人	（うち、外国人7人）
女	4,350人	（うち、外国人80人）
世帯総数	2,857世帯	
生まれた人	3人	
亡くなった人	9人	
転入	19人	（うち、外国人1人）
転出	16人	（うち、外国人1人）
前月比	3人減	

当社ホームページ掲載内容



[TOP](#) [わたしたちの取り組み](#) [ニュース](#) [日本各地の事業](#) [会社案内](#) [採用情報](#)

(仮称) 宮城山形北部風力発電事業 環境影響評価方法書の住民説明会及び電子縦覧について

📅 2020年1月20日 🗑 public relations 📄 お知らせ

(仮称) 宮城山形北部風力発電事業 環境影響評価方法書の住民説明会及び電子縦覧について

2020.1.21

★事業者名

株式会社グリーンパワーインベストメント

★事業所名

(仮称) 宮城山形北部風力発電事業

★実施区域

宮城県加美郡加美町、大崎市、山形県最上郡最上町、尾花沢市

★縦覧場所

宮城県庁行政庁舎13階 環境生活部環境対策課
加美町役場本庁舎、加美町役場小野田支所、加美町役場宮崎所、大崎市役所東庁舎1階、大崎市鳴子総合支所
山形県最上町役場、山形県尾花沢市役所
※土・日・祝日を除く開庁時

★縦覧期間

令和2年1月21日(火)～ 3月11日(水)

★電子縦覧

当社は、令和2年1月20日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称)宮城山形北部風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出ました。方法書及び要約書を環境影響評価法第7条の1項の規定に基づき公表します。

※閲覧推奨はInternet Explorerでご覧頂けます。それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。
閲覧についてのご案内(ブラウザの設定方法について)

★方法書

◆表紙：目次

◆第1章

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

◆第2章

対象事業の目的及び内容

◆第3章

対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況1）

対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況2：動植物）

対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況3：植物）

対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況4：生態系）

対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況5：景観、人触れ）

対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）

◆第4章

計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

◆第5章

配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

◆第6章

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法1（環境影響評価項目の選定）

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法2（専門家等からの意見）

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法3（大気環境、水環境、その他）

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法4（動物1）

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法5（動物2）

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法6（動物3）

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法7（動物4）

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法8（動物5）

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法9（植物）

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法10（生態系）

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法11（景観、人触れ）

◆第7章

その他環境省令で定める事項

◆第8章

環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

◆要約書 表紙と目次

第1章

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章

対象事業の目的及び内容

第3章

対象事業実施区域及びその周囲の状況

第4章

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法1（環境影響評価項目の選定）
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法2（大気環境、水環境、その他）
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法3（動物1）
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法4（動物2）
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法5（動物3）
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法6（動物4）
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法7（動物5）
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法8（植物）
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法9（生態系）
環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法10（景観、人触れ）

第5章

環境影響評価方法を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業者の所在地

◆意見書

（仮称）宮城山形北部風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について <意見書様式>

方法書及び要約書は、令和2年1月21日（火）～ 3月11日（水）の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。なお、意見書はダウンロードおよび閲覧・印刷することが可能です。本方法書に関して、必要に応じてご利用ください。

★意見書提出方法

方法書の内容について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名及び住所、方法書の名称、内容を記載し、縦覧場所に設置の意見箱に投函いただくか、下記まで郵送（当日消印有効）又はEメールによりご提出ください。（電話によるご意見、ご質問はお受けできません、ご了承ください。）

★意見書提出期限

令和2年3月11日（木）※郵送の場合、当日消印有効

★住民説明会

<大崎市説明会>

日時：2月14日（金）午後18時30分から 場所：中山コミュニティセンター（宮城県大崎市鳴子温泉字量沼19-25）

<加美町説明会>

日時：2月7日（金）午後18時30分から 場所：添次多目的集会所（宮城県加美郡加美町字添次直14-1）

日時：2月13日（木）午後18時30分から 場所：旭地区公民館（宮城県加美郡加美町宮崎字小原44-1）

日時：2月19日（水）午後18時30分から 場所：やくらい文化センター小ホール（宮城県加美郡加美町字中原南105）

<尾花沢市説明会>

日時：2月6日（木）午後18時30分から 場所：尾花沢市 母袋公民館（山形県尾花沢市大字母袋100-4）

<最上町説明会>

日時：2月12日（水）午後18時30分から 場所：赤倉ゆけむり館（山形県最上郡最上町大字富澤817-1）

日時：2月18日（火）午後18時30分から 場所：中央公民館みどりホール（山形県最上町大字向町674）

お問い合わせ先

株式会社グリーンパワーインベストメント

〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階

TEL：03-4510-2133

Eメール：miyagi_yamagata@greenpower.co.jp

お 知 ら せ

「(仮称)宮城山形北部風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和2年1月21日(火)～令和2年3月11日(水)まで
(土・日・祝日を除く開庁時)

2. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

「(仮称)宮城山形北部風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、問合せ先へ郵送またはEメールでご提出下さい。

○受付期間：令和2年1月21日(火)から3月11日(水)まで
(郵送の場合は3月11日消印有効)

○問い合わせ先

〒107-0052

東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ3階
株式会社グリーンパワーインベストメント

miyagi_yamagata@greenpower.co.jp

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

4. 住民説明会の開催日程

1. 加美町 漆沢多目的集会所(宮城県加美郡加美町字漆沢宿14-1)
2月7日(金)午後18時30分から
2. 加美町 旭地区公民館(宮城県加美郡加美町宮崎字小原44-1)
2月13日(木)午後18時30分から
3. 加美町 やくらい文化センター小ホール(宮城県加美郡加美町字中原南105)
2月19日(水)午後18時30分から
4. 大崎市 中山コミュニティーセンター(宮城県大崎市鳴子温泉字星沼19-25)
2月14日(金)午後18時30分から
5. 最上町 赤倉ゆけむり館(山形県最上郡最上町大字富澤817-1)
2月12日(水)午後18時30分から
6. 最上町 中央公民館みどりホール(山形県最上郡最上町大字向町674)
2月18日(火)午後18時30分から
7. 尾花沢市 母袋公民館(山形県尾花沢市大字母袋100-4)
2月6日(木)午後18時30分から

※方法書及び要約書は下記URLでも公表しています。

<https://greenpower.co.jp/index.php/jp/news>

※ご質問等につきましては、職員はお答えできませんのでご了承下さい。

